

新見市監査委員告示第 1 号

令和 7 年 3 月 2 1 日付け新監第 1 1 7 号の令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項及び新見市監査基準第 2 3 条第 2 項の規定により公表する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

新見市監査委員 西 村 誠

新見市監査委員 藤 野 好 幸

令和6年度財政援助団体等監査結果に基づく改善措置等状況通知書

監査の対象団体	公立大学法人 新見公立大学
監査の対象部課 (所管課)	教育委員会 教育部 教育連携推進課
指 摘 事 項	措 置 内 容
1. 協議、許諾の不備 整備事業費を負担する設置者は、補助金、交付金など有利な財源の確保やその見通しを検討した上で実施を判断している。しかし、本件に関し、大学は、事業計画について設置者と十分に協議説明を重ね、許諾を得た後に着手すべきであるにもかかわらず、一方的に大学の整備方針のみで拙速に用地買収を行っている。 2. 用地取得の不備 用地については、更地で買収すべきであるにもかかわらず、利用しない建屋（牛舎等）の買収や、風評、周辺への影響調査など買収の進め方、手法に問題がある。また、事業計画から用地取得に至るまでの交渉記録、決裁文書など、一連の関係文書の存否が不明という状況であり、文書管理規程に基づく適正な文書管理がされていない。 3. 不適切な剰余金の支出 地方独立行政法人法第26条第2項6号に定める剰余金の使途は、同法第40条第4項の規定に基づく繰越承認において、「大学施設の施設整備改善のための経費」に充てるとし、大学施設内の環境整備を認めたものであるにもかかわらず、使途の範囲を超えた当該施設外の用地取得費の財源にしている。 4. 事業計画の疑義 大学の事業計画は、防災拠点の整備を目的としているが、実態は「野球場」「テニスコート」などのスポーツ施設の整備を主な目的にしている。 大学は避難所に指定されており、既存施設で十分に防災拠点としての機能は果たすことができる。 また、周辺に避難場所の「公民館」「学校」	(別紙のとおり)

が点在しているにもかかわらず、急峻な高台に設置する必要性、機能性があるのか。さらに、盛土規制法の対象区域における造成には、土砂災害発生リスクが懸念される。

一方、計画事業費については、6億6,000万円を見込んでいるが、本体工事、給排水、受電などの付帯工事に加え、防災工事費、盛土規制対策経費を伴うことになり、想定事業費を遥かに超えると思料される。

5. 多額の財政負担

設置者は大学に対し、現在、年間約12億円の運営交付金、施設整備に係る債務負担分を支出している。しかし、当該事業を実施すれば、新たに多額の財政負担が生じることとなり、行政サービスの低下や、今後の市総合計画に沿って進める計画事業への影響が懸念される。

6. 盛土規制法に係る調査費の負担

盛土規制法に基づく調査は、土地所有者が実施することになっている。これに係るボーリング調査費3,000万円を大学と設置者の双方が折半で負担することとし、設置者は令和7年度一般会計当初予算に運営交付金として支出する予算を計上している。

しかし、当該整備事業は、大学側が設置者の許諾を得ないまま独断専行し取得した用地における事象であり、このことをなし崩しにすることなく、当該費用を含め、調査結果による改善費用、今後発生する維持管理費等は、すべて原因者の大学の責任において負担すべきである。

また、設置者は、運営交付金に含めて予算計上したボーリング調査費の半額となる1,500万円については執行を凍結し、減額補正をすべきである。

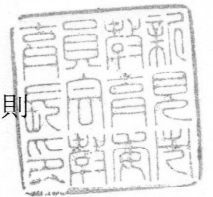
以上の観点から、当該事業計画には、多大な問題や課題があり、十分な検討がなされないまま進められたため、取得用地を元の地権者に返還し、当該事業を中止する必要がある。



新 教 連 第 5 6 号
令和 7 年 8 月 1 2 日

新見市代表監査委員 西 村 誠 様

新見市教育委員会
教育長 後 藤 秀 則



財政援助団体等監査結果報告に基づく改善措置状況の報告について（回答）

令和 7 年 3 月 2 1 日付け新監第 1 1 7 号で報告がありました令和 6 年度財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり通知します。

記

監査結果において指摘のあった当該土地は、市道新見公立大学線が延長されることを見越して、新見公立大学が令和 3 年 7 月に策定した「防災拠点化施設整備方針」実現のため先行的に取得したものであります。

構想内容及び土地取得については当時の市長と協議を行っていることは、会議録等により確認はできますが、構想実現に至る具体的なスケジュールや予算措置等、市関係部署と大学との間で十分な協議がなされておられません。このような状況で土地を取得したことは事務の対応としては極めて不適切であります。

スクリーニング調査は、令和 4 年 4 月 1 4 日の土地取得（令和 3 年 1 2 月 1 7 日売買契約）後の、令和 5 年 5 月 2 6 日に宅地造成及び特定盛土規正法改正により必要となったものであります。

剰余金は大学の経営努力により積み立てられたものであり、今後、木工芸室整備工事、看護学科 V R 教材整備などの教育研究活動に充当する計画としています。

この度のスクリーニング調査は、法令により実施することとなっており、大学の通常運営以外で臨時的に必要となる経費であるため、運営費交付金で措置することが適当と考えます。

一方で、これまでの経緯から、大学の責任を勘案し、大学も負担することとしたものです。

これらの状況を踏まえ、今後、市関係部署と大学間で十分な連携と情報共有に努めるとともに、文書管理においても大学文書管理規定に則り、適正な管理を行うよう指導してまいります。

